**重要事項説明書（相談支援事業所　リンク）**

＜令和　５年　４月　１日現在＞

１　法人（事業者）の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業者の名称 | アリア合同会社 |
| 法 人 所 在 地 | 鹿児島県霧島市隼人町東郷４６１番地９ |
| 代 表 者 氏 名 | 代表社員　　荒田　龍 |
| 電　話　番　号 | ０９９５－５０－４１２７ |
| 法人設立年月日 | 令和　２年　４月　２３日 |

２　事業所の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所の種類 | 障害児相談支援事業所　令和　５年　３月　１日指定 |
| 事業の目的 | アリア合同会社が設置する相談支援事業所　リンクにおいて実施する指定特定相談支援事業及び指定障害児相談支援事業（以下「相談支援事業等」といいます。）の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定めて、相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者又は障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」といいます。）の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援（以下「計画相談支援等」といいます。）の提供を確保することを目的としています。 |
| 事業所名称 | 相談支援事業所　リンク |
| 事業所番号 | 指定特定相談支援事業所（4631901206）指定障害児相談支援事業所（4671900068） |
| 事業所所在地 | 霧島市隼人町内１２７２番地３ |
| 電話番号 | ０９９５－７３－５９０８　　携帯電話（080－4358－1583） |
| FAX番号 | ０９９５－７３－５９０９ |
| 管理者氏名 | 荒田　真由美 |
| 事業所の運営方針 | １　事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じて、地域において自立  　　した日常生活又は社会生活を営むことができるように、利用者等の心身の状  況、その置かれている環境等や利用者等の選択に基づいて、適切な保健、  医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」と  いいます。）が多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮  して行います。  ２　事業所は、利用者等に意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業者に不当に偏ることがないよう、公正中立に行います。  ３　事業所は、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。  ４　前３項のほか、関係法令等を遵守し、事業等を実施します。 |
| 開 設 年 月 日 | 令和　　５年　３月　１日 |

３　事業実施地域

|  |
| --- |
| 霧島市 |

４　営業時間

　(1)事業所窓口の営業日及び営業時間

|  |  |
| --- | --- |
| 営業日 | 月曜日から金曜日  （ただし、８月１３日～８月１５日、１２月２９日～１月３日を除きます） |
| 営業時間 | 午前８時３０分から午後５時３０分 |
| 休業日 | 土曜日・日曜日  夏季休業：　 8 月13日～８月15日  冬季休業：　12月29日～１月 ３日 |

* 上記以外については要相談

（2）サービス提供可能な日と時間帯

|  |  |
| --- | --- |
| サービス提供日 | 月曜日から金曜日  （ただし、８月１３日～８月１５日、１２月２９日～１月３日を除きます） |
| サービス提供時間 | 午前８時３０分から午後５時３０分 |

５　職員の体制

（１）主な職員の配置状況

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 常勤 | 非常勤 | 常勤換算 | 指定基準 | 職務の内容 |
| 管理者 | １名 |  |  |  | 職員の管理、計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための指揮命令を行います。 |
| 相談支援専門員 | ３名 |  |  | １名 | 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談業務及びサービス等利用計画及び障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画」といいます。）の作成に関する業務を行います。 |

* 機能強化型サービス支援費（Ⅱ）の体制を整えています。
* ２４時間の連絡体制を整えています。

　　（２）勤務体制

|  |  |
| --- | --- |
| 職　　　種 | 勤　　務　　体　　制 |
| 管　　理　　者 | ８：３０　～　１７：３０ |
| 相談支援専門員 |

６　当事業所が提供するサービスの内容と料金

（１）サービスの内容と流れ

1. 相談受付

電話、来所等で相談の受付をします。

②初回面接・アセスメント

　利用者の居宅等を訪問し、地域のサービス提供体制等の説明を行った後、利用者等の希望する生活や自立した日常生活を営むことができるように、支援する上で解決すべき課題等の把握（アセスメント）を行います。

③サービス等利用計画案の作成

　アセスメントに基づいて計画案を作成し、利用者又はその家族への説明を行い、利用者又は保護者に文書で同意を得ます。同意欄に署名等を頂いた計画案は市町村へ提出し、利用者等へ交付します。

④サービス担当者会議の開催

支給決定を踏まえてサービス等利用計画案の確認を行い、福祉サービス提供事業者等との連絡調整を行います。サービス担当者会議には利用者等や福祉サービス等の担当者を招集し、サービス等利用計画案の内容についての説明と担当者へ専門的見地からの意見を求めます。

⑤サービス等利用計画の作成

サービス担当者会議を踏まえサービス等利用計画を作成して、利用者又は保護者に文書で同意を得ます。同意欄に署名等を頂いた計画は市町村へ提出し、利用者と担当者に交付します。

⑥モニタリング

　モニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接を行い、その結果を記録します。

⑦更新手続き・変更手続き

　モニタリングの結果、更新や変更など、必要な支援を行います。

障害者支援施設等への紹介

（２）　利用料金

　　　　　指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスには基本報酬と加算があります。加算㋐～㋗については、加算の要件を満たしたときに算定しますが、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額及び障害児相談支援給付額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 基　本　報　酬 | 加　　　　　算 | |
|  | 体制加算 |  |
| 計画相談支援  ⅰ　機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）  ⅱ　機能強化型継続利用支援費　　（Ⅱ）  障害児相談支援  ⅰ　機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）  ⅱ　機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | 行動障害支援  体制加算  要医療児支援  体制加算  精神障害者支援  体制加算 | ㋐　初回加算  ㋑　入院時情報連携加算  ㋒　退院・退所加算  ㋓　居宅介護支援事業所連携加算  ㋔　医療・保育・教育機関等連携加算  ㋕　集中支援加算  ㋖　サービス担当者会議実施加算  ㋗　サービス提供時モニタリング加算 |

　　②　交通費

　　　　　通常の事業実施地域での交通費は無料とし、通常の地域を超えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関を利用した場合にはその交通費の実費を、自動車を使用したときには下記の金額を負担していただきます。

　　　　　〇事業所から、片道概ね2５km未満　　　500円

　　　　　〇事業所から、片道概ね25km以上　　　1,000円

７　事故発生時の対応について

　　　サービスの提供により事故が発生した場合は、ご家族、医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行います。

　　　本事業所は、　損害保険ジャパン株式会社のウォームハートの賠償責任保険に加入しています。

８　虐待の防止について

　　　当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

　　（１）虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】荒田　真由美

　　（２）成年後見制度の利用支援

　　（３）苦情解決体制の整備

　 （４）従業所に対する虐待防止を啓発・普及するための研修の実施

９　利用者の記録や情報の管理、開示について

　　　当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸経費は、利用者の負担となります。）保存期間は、指定計画相談支援サービス及び障害児相談支援サービスを提供した日から５年間です。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

(1)障害児又はその家族に関する秘密の保持

事業者は、障害児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」その他関係法令等を遵守し、適切な取扱いに努めます。

①　事業者及び事業者の使用する者（以下、「従業者」といいます。）は、サービスを提供するうえで知り得た障害児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

②　この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

③　事業者は、従業者に業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用計画の内容とします。

(2)個人情報の保護について

①　事業者は、障害児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り(3)の利用目的以外には個人情報を提供しません。

②　事業者は、障害児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙による物の他、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(3)個人情報の利用の目的

①　アセスメントの実施、障害児支援利用計画書の作成、サービス担当者会議等

②　保険請求、給付管理業務、会計等

③　事故の報告、損害賠償保険等に係る会社への相談、届出等

④　サービス提供に関する各関係機関（医療・福祉・教育機関等）との連携、情報共有

⑤　外部監査機関に対する情報提供

⑥　事業所で行われる実習への協力

11　苦情の受付について

　(1)　当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談、サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の窓口で受付けます。

　　　　〇苦情受付窓口（担当者）　　　管理者　荒田　真由美

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　【0995－73－5908】　FAX　　【0995－73－5909】

　　　　〇受付時間　　　　　　　　　　月曜日～金曜日　　　8:30～17:30

　　　　〇苦情解決責任者　　　　　　　法人代表　荒田　龍

(2)　行政機関その他苦情受付機関

|  |  |
| --- | --- |
| 【市町村の窓口】  霧島市保健福祉部長寿・障害福祉課 | 所 在 地　霧島市国分中央三丁目４５－１  電話番号　0995-45-5111　　FAX 0995-45-1900  受付時間　8：15～17：00 |
| 【県の窓口】  障害福祉課施設支援係 | 所 在 地　鹿児島市鴨池新町10番1号  電話番号　099-286-2749　　FAX　099-286-5558 |
| 【公的団体の窓口】  鹿児島県福祉サービス  運営適正委員会 | 所 在 地　鹿児島市鴨池新町１－7（県社会福祉センター内）  電話番号　099-286-2200　　FAX 099-257-5707  受付時間　8：30～17：00 |

　(3)　第三者委員

　　　当事業所では、民生委員の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などを頂いています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 第三者委員 | 木房　修子（民生委員） | 0995―42－7941 |

12　苦情解決の体制及び手順

①　提供した指定児童発達支援に係る障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から

の相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

②　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

　　（ⅰ）苦情受付

　　　　　　苦情の申し出は、苦情担当者に申し出ますが、直接第三者委員に申し出ることもできます。

　　　　　　受付担当者は苦情内容、申出人の希望等、第三者委員への報告の要否、苦情申出人と苦情解決者の話合いへの第三者委員の助言、立会いの要否を申出人に確認し、記録します。

　　（ⅱ）苦情受付の報告

　　　　　　苦情受付担当者は苦情を苦情解決責任者と第三者委員に伝えます。

　　　　　　（第三者委員への報告は申出人が拒否した場合は行いません）

　　（ⅲ）第三者委員による内容確認と申出人への通知

　　　　　　第三者委員は、苦情受付担当者から苦情内容の報告を受けた場合、内容を確認するとともに、苦情申出人に対して報告を受けた旨を通知します。

（ⅳ）苦情解決に向けての話合い

　　　　苦情解決責任者は、苦情申出人と話し合いを行い、解決に努める。

　　　　第三者委員が立会う場合は、第三者委員は苦情内容の確認、解決案の調整・助言等をします。

　　（ⅴ）苦情解決の報告・公表

苦情解決者は、一定期間ごとに結果について第三者委員に報告し、必要な助言を受けます。また、申出人に改善を約束した事項について申出人及び第三者委員に一定期間経過後報告します。結果については、個人情報に関わる部分を除いて、ホームページ等に掲載し公表します。

令和　　　年　　　月　　　日

指定計画相談支援サービス（障害児相談支援サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職氏名　相談支援専門員　　　　　　　　　　　　　印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定計画相談サービス（障害児相談支援サービス）の提供開始に同意しました。

利用者（又は保護者）

氏　　　 名

住　　　 所

児 童 氏 名

代理人

氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　続　　柄

住　　　所

|  |
| --- |
| ※この重要事項説明書は、厚生労働省令第２８号（平成２４年３月１３日）第５条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。 |

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

１　使用する目的

重要事項説明書の［10　秘密の保持と個人情報の保護について］の［(3)個人情報の利用の目的］のとおりです。

２　使用にあたっての条件

　　個人情報の提供は、上記１に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に

は決して漏れることのないよう細心の注意を払います。

３　個人情報の内容

　　・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等、事業者が相談支援を行うために最低限必要な利用者や家族

個人に関する情報

　　・認定調査票、主治医意見書、障害支援区分認定審査会における判定結果の意見

　　・その他の情報

　※「個人情報」とは、利用者個人及び家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得

るものをいいます。

令和　　年　　月　　日

利用者（又は保護者）

氏　　 名　　　　　　　　　　　　　　印

住　　所

児童氏名

代理人

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　印　　　続　　柄

住　　所